

産経新聞 24.2.16

政教分離訴訟、住民側の敗訴確定 最高裁も砂川市の提案評価

北海道砂川市が市有地を空知太神社そらちぶとに無償提供していることが憲法の政教分離原則に違反するかどうか
が争われた訴訟の差し戻し上告審判決で、最高裁第1小法廷（白木勇裁判長）は16日、市側が提案した
有償での貸与案などについて「違憲性の解消策として合理性を有する」として、違法確認を求めた住民側
の上告を棄却した。住民側敗訴とした札幌高裁の差し戻し控訴審判決が確定した。裁判官5人の全員一致
の結論。

市有地提供をめぐるのは、1、2審判決とも違憲と判断。最高裁大法廷は平成22年1月、違憲状態と
判断した上で撤去や明け渡しでない現実的な解決を求め、2審判決を破棄し、審理を高裁に差し戻した。

差し戻し控訴審で、市側は、市有地に立つ町内会館にある祠ほこらを同じ敷地内の鳥居付近に移し、一角を年
約3万5千円で氏子側に提供するなど提案。控訴審判決は「解決策は合理的かつ現実的」として、住民
側の請求を退けていた。

同小法廷も、こうした市側の提案を評価し、解決策が実施された場合には「一般の人から見て、市が神
社に対して特別の便益を提供し、援助していると評価されるおそれがあるとはいえない」と判断。また、
「直ちに撤去させると、平穏に行ってきた祭事などの宗教活動の継続を著しく困難にする」と指摘した。

砂川市の善岡雅文市長は「市が主張した解決策について、適切に判断いただいた」とコメント。原告側
は会見で「明け渡し以外の手段では、違憲状態は解消されたとはいえない。納得できない判決だ」と述べ
た。